⑤　営業の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

⑸　次の各号に掲げる場合の建設工事の申請については、持参、郵送又は電子メール（定期審査の申請にあっては郵送又は電子メール）に限るものとする。

①　申請者が河川又は道路の清掃、除草及び除雪に関する単独工事のみにつき申請をする場合において、建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない場合

②　申請者が経常建設共同企業体である場合（申請方法等は別に公示する）

③　事業協同組合で審査数値の算定方法に関する特例の適用を希望する場合

④　協業組合、企業組合で３⑵（建設工事に係る添付書類）の［注］㋒に掲げる書類を提出する場合

⑤　申請者が⑷に掲げる合併等により新たに設立された会社等で、その事実を届け出ていない場合

⑥　更生手続等開始決定者で、⑶に掲げる再度の決定を受けていない場合

⑦　経営事項審査の告示附則四の規定により国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査（グループ経審）又は経営事項審査の告示附則六の規定による持株会社の子会社に係る経営事項審査（持株会社化経審）を受けている場合

⑹　次に掲げる場合の測量等の申請については、持参、郵送又は電子メール（定期審査の申請にあっては郵送又は電子メール）に限るものとする。

更生手続等開始決定者で、競争参加資格の再度の決定を受けていない場合

⑺　３⑵ア（建設工事に係る添付書類）［注］㋐に掲げる書類のうち工事経歴書に準ずる書類を提出する場合は、定期審査の申請にあっては、別記３の送付先に電子メールにより送信するものとする。

⑻　令和６年能登半島地震に係る一般競争（指名競争）参加資格審査の特例　能登半島地震の影響を受けた建設業者（令和６年能登半島地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第２条第１項に規定する災害発生市町村の区域（石川県の区域に限る。）内に主たる営業所を置く建設業者であって、事業年度が令和５年10月29日から令和６年８月30日までの間に終了するもの）について、令和６年９月１日から令和７年３月31日までの間における４（建設工事）⑤の規定の適用については、４（建設工事）⑤中「令和５年６月16日以降」及び「一般競争（指名競争）参加資格審査の申請をする日の１年７月前の日より後」とあるのは、「令和４年10月29日以降」とする。

別記１　本店所在地及び提出場所［掲載順序　本店所在地　提出場所］

⑴　石狩振興局及び空知総合振興局管内　札幌開発建設部契約企画課　〒060―8506 北海道札幌市中央区北２条西19丁目（電話011―611―0309）

⑵　渡島総合振興局及び檜山振興局管内　函館開発建設部契約課　〒040―8501 北海道函館市大川町１―27（電話0138―42―7525）

⑶　後志総合振興局管内　小・開発建設部契約課　〒047―8555 北海道小樽市潮見台１丁目15―５（電話0134―23―5129）

⑷　上川総合振興局管内　旭川開発建設部契約課　〒078―8513 北海道旭川市宮前１条３丁目３―15（電話0166―32―2451）

⑸　胆振総合振興局及び日高振興局管内　室蘭開発建設部契約課　〒051―8524 北海道室蘭市入江町１―14（電話0143―25―7026）

⑹　釧路総合振興局及び根室振興局管内　釧路開発建設部契約課　〒085―8551 北海道釧路市幸町10丁目３（電話0154―24―7135）

⑺　十勝総合振興局管内　帯広開発建設部契約課　〒080―8585 北海道帯広市西５条南８丁目（電話0155―24―2903）

⑻　オホーツク総合振興局管内　網走開発建設部契約課　〒093―8544 北海道網走市新町２丁目６―１（電話0152―44―6898）

⑼　留萌振興局管内　留萌開発建設部契約課　〒077―8501 北海道留萌市寿町１丁目68（電話0164―42―2367）

⑽　宗谷総合振興局管内　稚内開発建設部契約課　〒097―8527 北海道稚内市末広５丁目６―１（電話0162―33―1064）

⑾　北海道外　北海道開発局事業振興部工事管理課　〒060―8511 北海道札幌市北区北８条西２丁目（電話011―709―2311）

別記２　送付先

〒104―0042 東京都中央区入船３―６―14 オーク入船ビル６階　測量・建設コンサルタント等業務インターネット一元受付ヘルプデスクあて　電話03―5542―0355

別記３　送付先

北海道開発局事業振興部工事管理課企画係

メールアドレス

hkd-ky-koukankikaku@mlit.go.jp

競争参加者の資格に関する公示

令和７・８年度を有効期間とする国土交通省の地方整備局（港湾空港関係）が発注する建設工事、測量・調査及び建設コンサルタント等業務の一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

なお、道路・河川・官庁営繕・公園関係に係る申請方法については別に公示する。

令和６年10月１日

国土交通省

東北地方整備局副局長　渡邊　　茂
関東地方整備局副局長　衛藤　謙介
北陸地方整備局副局長　神谷　昌文
中部地方整備局副局長　西尾　保之
近畿地方整備局副局長　魚谷　　憲
中国地方整備局副局長　箕作　幸治
四国地方整備局次長　森　　信哉
九州地方整備局副局長　坂井　　功

◎調達機関番号　020

◎所在地番号　04、14、15、23、28、34、37、401　工事種別及び業種区分

⑴　建設工事　建設工事（港湾空港関係）の工事種別は次の①から⑤に掲げるとおりとする。なお、かっこ書きは、各工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類である。

①　空港等土木工事（土木一式工事）

②　港湾土木工事（土木一式工事）

③　港湾等しゅんせつ工事（しゅんせつ工事）

④　空港等舗装工事（舗装工事）

⑤　港湾等鋼構造物工事（鋼構造物工事）

⑵　測量・調査及び建設コンサルタント等業務

測量・調査及び建設コンサルタント等業務の業種区分は次に掲げるとおりとする。

①　測量・調査

②　建設コンサルタント等

2　申請の時期及び場所

⑴　定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査（以下、「定期審査」という。）にあっては、インターネットを使用して建設工事の申請をする者は、その申請者の本店所在地にかかわらず、令和６年12月２日から令和７年１月15日までの間に、次のホームページアドレスにアクセスして、申請用データを送信するものとする。

https://www.pqr.mlit.go.jp/

また、インターネットを使用して測量・調査及び建設コンサルタント等業務の申請をする者は、令和６年12月２日から令和７年１月15日までの間に、次のホームページアドレスにアクセスして、申請用データを送信するものとする。

https://www.pqrc.mlit.go.jp

また、９⑸①から⑥に掲げる場合の申請及び９⑹に掲げる場合の申請については、別記１に掲げる申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。以下同じ。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、令和６年12月２日から令和７年１月15日まで（郵送の場合は当日消印有効、電子メールの場合は最終日の16時受信分まで有効）の間に、別記１に掲げる提出場所に郵送（書留郵便に限る。以下同じ。）若しくは電子メールで送付するものとする。

⑵　随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査（以下、「随時審査」という。）にあっては、令和７年１月16日以後随時に、別記１に掲げる申請者の本店所在地の区分に応じ、それぞれ別記１に掲げる提出場所において持参、郵送又は電子メールにより申請を受け付ける。

なお、申請者が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）が適用される調達契約についての一般競争又は指名競争に参加しようとする者であって、５に定めるところにより一般競争（指名競争）参加資格があるとの決定を受け